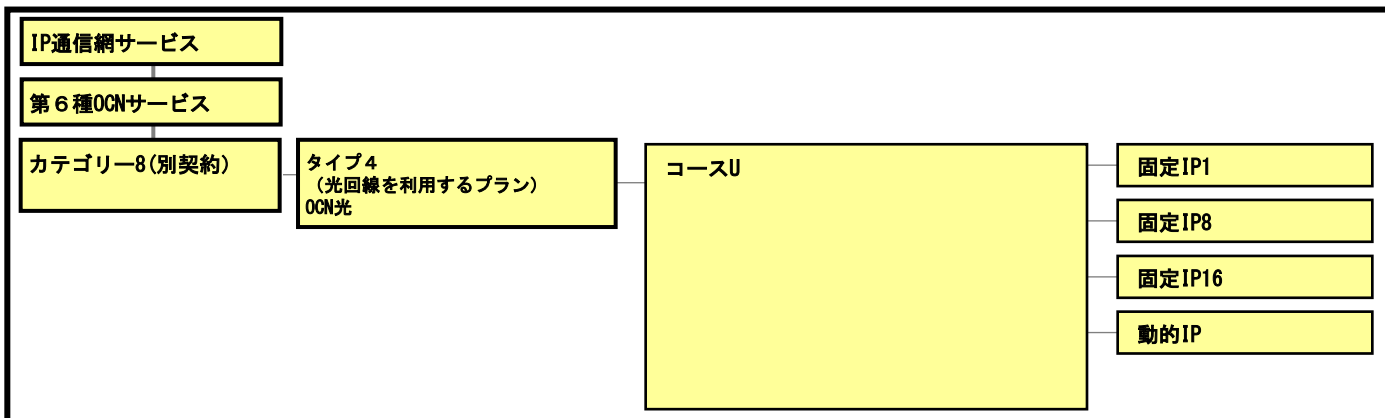


重要事項に関する説明について

IP通信網サービスのご利用にあたっては、この「重要事項に関する説明について」の内容を十分にご理解の上、お申込みください。

【第6種オープンコンピュータ通信網サービス一覧表】

本説明書記載部分



■事業者の概要（2018年6月27日現在）

事業者の名称	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
--------	-------------------------

■アクセスラインについて

- ・本サービスではアクセスラインにNTT東日本/NTT西日本の提供する「フレッツ 光ネクスト/フレッツ 光ライト」を使用しているため、表示速度については「フレッツ 光ネクスト/フレッツ 光ライト」規格上の最高速度であり、またネットワークを複数のお客様で共有するサービスであることから品質についてはネットワークの混雑状況により低下する場合があります。
- ・ネットワークの輻輳状態が継続される事を避けるため、通信速度を制限する場合があります。
- ・本サービスでアクセスラインにNTT東日本/NTT西日本の提供する「フレッツ 光ライト」を使用する場合、以下の理由等によりNTT東日本/NTT西日本から請求される「フレッツ 光ライト」の利用料が、お客様の意図に反し、二段階定額の上限まで増える惧れがあります。お申込み/ご利用の際は十分にご注意ください。
 - 電子メールの送受信、ホームページ閲覧等を一切行わない場合であっても、ご利用の端末やソフトウェアの機能により、自動的に通信が行われる場合
 - 外部からの不正アタックを受けた場合
 - NTT東日本/NTT西日本の提供する「フレッツ 光ネクスト」及び「フレッツ 光ライト」をお持ちで、これらを取り違えて接続/ご利用された場合なお、NTT東日本/NTT西日本から請求される「フレッツ 光ライト」の利用料に関するお問い合わせを弊社でお受けすることは出来ません。
- ・ネットワーク工事等により通信が切断されることがあり、インターネットへの接続を常時保証・確保するサービスではありません。
- ・IPoE方式によりIPv4またはIPv6を利用して、NTT東日本/NTT西日本のフレッツ網へ接続した通信でご利用いただけます。
- ・OCNサービスでは本サービス専用のルーター機器（機種名：IPoE対応ルーター01。以下、IPoE対応ルーターと呼びます）をレンタル提供します。

重要事項に関する説明について

■変更／解約や設置場所移転の際の注意点

- ・ OCN光の変更（ファミリー⇄マンション、固定IPアドレス数変更等）の際は当社営業担当を通じてお手続きを行っていただきます。
- ・ 変更申し込み手続き後、IPv6対応ルーターの設定変更が必要になる場合があります。設定変更はセンドバック又はオンサイト工事にて行います事をご了承ください。
- ・ 設置場所移転の際は、弊社営業担当もしくはお客さまサービスセンタを通じてお手続きを行っていただきます。また、IPv6対応ルーターの設定変更が必要になる場合があります。
- ・ 設置場所移転の場合、アクセスラインの手配には新設時と同様の納期が必要です。
- ・ 本サービスを解約した場合、NTT東日本／NTT西日本がお客さまに直接提供するものを含む全てのオプションサービスが自動的に解約となります。

■IPv6接続およびIPv6アドレスのご利用について

- ・ 本サービスを利用するためには、NTT東日本／NTT西日本が提供するフレッツ・v6オプションの契約が必要となり、お申込み時に自動で付与します。
- ・ フレッツ・v6オプションはNTT東日本／NTT西日本が提供するサービスであり、パソコンなどの機器に付与したIPv6アドレスを利用して、インターネットを経由せずNGNの網内で、お客さま同士がダイレクト（直接）に通信することを実現するサービスです。
フレッツ・v6オプション契約に関する基本事項及び料金については、NTT東日本／NTT西日本の定めるIP通信網サービス契約約款を適用します。
- ・ 本サービスではお客さまのご利用回線にIPv6アドレスを付与します。本サービス提供等に伴う工事等の際し、お客さまが現在ご利用中のIPv6アドレスが変更となります。
これに伴い、お客さまがご利用中のサービスがご利用いただけなくなる場合がございますが、その際は、IPv6アドレスを再取得するために、ご利用のパソコンや通信機器等の再起動等が必要になる場合があります。

■本サービスの接続機能について

- ・ 本サービスは、IPv6アドレスの他に、IPv4アドレスを提供します。
IPv4アドレスはお申し込み時の選択により動的IPまたは固定IP(IP1/8/16)でご利用可能です。
- ・ 本サービス以外（PPPoE方式によるOCNサービスを含む）でご利用いただいていた動的/固定IPv4アドレスを引き継いで利用すること、ならびに本サービスでご提供する動的/固定IPv4アドレスを本サービス以外に引き継いで利用することはできません。
- ・ 回線の設置場所を移転される際には、固定IPv4アドレスが変更になる場合があります。
- ・ 動的IPv4アドレスのご契約では、利用できるプロトコルは、TCP/UDP/ICMPとなります。また、1つのIPv4アドレスを複数のお客さまで共有する形態にてサービス提供します。これに伴い利用可能なTCP/UDPポート番号が制限されるため、以下の通信がご利用いただけません。
 - 050IP電話（OCNドットフォン、OCNドットフォンオフィス等）
 - ダイナミックDNS
 - 外部公開サーバ
 - 特定のプロトコル（IPsec、PPTP等）を利用する通信
 - 特定のポートを使う通信
 - その他、共有されたIPv4アドレスでは利用できない通信
- ・ 固定IPv4アドレスご利用時において、NTT東日本／NTT西日本による工事等によりIPv6アドレスが変更となった場合、固定IPv4アドレスを用いる通信に一時的な通信断が発生します。

■IPv6対応ルーターの接続に関する注意事項

- ・ IPv6対応ルーターは光回線の回線終端装置（ONU）にお客さまご自身で接続してください。接続完了後（接続完了までに数分程度かかります）、以下のサイトへアクセスいただき、接続確認をお願いします。
接続確認サイト <https://v6test.ocn.ne.jp/>
- ・ ホームゲートウェイ（ひかり電話対応ルーター）をご利用の場合、IPv6対応ルーターはホームゲートウェイの配下に接続してください。
- ・ 従来のOCNプラン（認証ID/パスワードを設定して接続するプラン）からプラン変更してご利用になる場合は、ホームゲートウェイを再起動（電源OFF/ON）する必要があります。
- ・ 動的IPv4アドレスから固定IPv4アドレス、もしくは固定IPv4アドレスから動的IPv4アドレスへの変更申し込みをした場合変更日当日にIPv6対応ルーターを再起動する必要があります。
- ・ 動的IPv4アドレスから固定IPv4アドレスへ変更申し込みをされる場合には、変更申込み前にお客さまご自身でIPv6対応ルーターのファームウェアを更新する必要があります。更新方法については取扱説明書（ユーザーズマニュアル）をご確認ください。
- ・ ファームウェア更新中に電源オフまたは再起動した場合、本機器が破損し利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ・ 無線LANのご利用には、IPv6対応ルーター、またはお客さまご自身でご用意される無線LANルータ等の接続設定が必要となります。

重要事項に関する説明について

■ サービス品質について

- ・アクセスラインにベストエフォート型光回線を使用しているため、表示速度については規格上の最高速度であり、またネットワークを複数のお客さまで共有するサービスであることから、品質についてはネットワークの混雑状況により低下する場合があります。
- ・アクセスラインが200Mまたは1Gの場合で100Mbpsを超える通信速度でご利用いただくためには、1GbpsのLANインターフェースに対応した宅内機器が必要となります。100MbpsのLANインターフェースに対応した宅内機器でもご利用は可能ですが、最大通信速度は100Mbpsとなります。
- ・標準プラン、ワイドプランともに通信速度やサービス品質の保証はございません。
- ・ワイドプランで提供する企画型ふくそう抑制機能は、帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある当社所定の通信について、あらかじめ当社が当該通信に他の通信と別の帯域を割り当てる等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和する機能です。ただし、ふくそうが起こらないことを保証するものではありません。
ワイドプランのお申込み時は、当社所定の通信を当社が検知し、当該通信に割り当てる帯域の制御等を行うことについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。
- ・企画型ふくそう抑制機能は、全ての企画型ふくそうトラフィックを抑制するものではなく、また当該通信以外の通信への影響がないことを保証するものではありません。
- ・複数のお客さまが利用する通信設備において混雑状態が発生した場合に、同じ設備を利用している通信量が多いお客さまの回線から順に、通信速度を他の回線と同じ水準まで一時的に制御し、より多くのお客さまがご利用いただけるようにいたします。
- ・ネットワーク工事等により通信が切断されることがあり、ネットワークへの接続を常時保証・確保するサービスではありません。

重要事項に関する説明について

■ IPoE対応ルーターの注意点

(1) お取り扱い上の注意点

- ・ IPoE対応ルーター（以下、本機器と呼びます）は、OCN 光 IPoEサービスを契約するお客さまにレンタルで提供します。
- ・ 本機器は、紛失・破損・故障時の対応の場合を除き、変更、取り換えができないものとします。
- ・ お客さまに事前に通知することなく弊社の判断により本機器の提供機種、または本機器に搭載する機能等を変更する場合があります。
- ・ お客さまは、本機器を善良なる管理者の注意をもって、使用および管理するものとし、本機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - 本機器を第三者に譲渡、転売、転貸等
 - 本機器の分解、解析、改造、改変等
 - 本機器の損壊、破棄、紛失、滅失等
 - 本機器の著しい汚損
 - 本契約外の不正使用
 - 本機器の日本国外持ち出し
 - 本機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
 - 本機器のソフトウェアの逆コンパイル、逆アSEMBル等のリバースエンジニアリング行為
 - 本機器のソフトウェアに付されている著作権表示及びその他の権利表示を削除又は改変する行為

(2) 本機器の破損および紛失した場合

- ・ 本機器の紛失等により使用することができなくなったときは、次の通りとします。
 - お客さまは、当社に本機器を紛失等により使用する事ができなくなった旨を申告していただきます。
 - 当社が、お客さまの起因によると判断したときは、紛失機器代金として当該機器の代金に相当する額及び補充等に必要な費用をお支払いいただきます。
- ・ 本機器の破損又は故障等により使用することができなくなったときは、次の通りとします。
 - お客さまは、当社に本機器を破損又は故障等により使用する事ができなくなった旨を申告していただきます。
 - 当社が破損又は故障等により機器交換が必要と認めるときは、代替機を送付します。
 - お客さまは、破損又は故障機器を、当社が指定する期限までに当社が指定する方法により速やかに返却していただきます。
 - 当社が規定する期限までに破損又は故障機器が返却されない場合、当社は、契約者に対し、機器未返却代金として当該機器の代金に相当する額をお支払いいただきます。

(3) その他の注意点

- ・ 当社への本機器返却時に、お客さまが誤って同梱した本機器以外のお客さまの私物その他物品等については、一切の責任を負いません。
- ・ 当社は、本機器内に保存されているデータの消失、棄損、改変等については保証しません。必要な場合は本機器に保存されているデータ等のバックアップをお客さまご自身で予め作成いただくものとします。

重要事項に関する説明について

■高額利用割引について

- ・適用の対象は、次のとおりとします。
「第2種オープンコンピュータ通信網サービス」・「第3種オープンコンピュータ通信網サービス」・「第5種オープンコンピュータ通信網サービス」・「第6種オープンコンピュータ通信網サービス」及び当社の他の電気通信サービスに係る契約により構成されるものとし、契約約款 料金表（高額利用割引）において、当社が別に定めるものを除きます。
- ・高額利用割引は、割引対象サービスのご利用料金が1契約で月額100万円（税込108万円）を超える場合は自動的に適用され新たなお申し込みは不要です。
- ・同一名義で複数の割引対象サービスのご利用料金金額が月額100万円（税込108万円）を超える場合は、別途お客さまからのお申し込みをもって適用いたします。
- ・高額利用割引のご利用に際してご契約名義は同一名義に限定いたします。また「付加機能利用料」・「工事費」・「申請手数料」・「ドメイン維持管理料」・「機器使用料」は割引対象外です。

■最低利用期間（2年自動更新型割引を除く）

- ・本サービスにおける最低利用期間はサービスを提供した日から起算して1ヶ月となります。但し、2年自動更新型割引の場合この限りではありません。
- ・最低利用期間内に本サービスを解除された場合には、残余期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに一括してお支払いいただきます。
- ・また、最低利用期間内に定額利用料金が減額となるサービス変更を行った場合、残余期間に対応する差額〔＝（移行前サービスの定額利用料－移行後サービスの定額利用料）×残余期間〕を当社が定める期日までに一括してお支払いいただきます。

■利用中止

- ・当社は、次の場合には、IP通信網サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。この場合、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - 契約約款第26条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき

■契約の成立

- ・契約約款に基づく契約の成立は、お客さまからお申込をいただいた日をもって成立するものとさせていただきます。ただし、そのお申込に不備がある場合や契約約款に定める「当社が承諾しない場合」に該当する場合はお承り出来ない場合がございます。
- ・また、お承りのご連絡は、ご利用開始日前に郵送する『ご利用内容のご案内』をもって代えさせていただきます。

■契約の解除

- ・契約者が次のいずれかに該当する場合、当社は契約を解除することがあります。
 - 料金その他の債務について、支払期限を経過してもなおお支払いいただけないとき
 - 次項に定める契約者の義務の規定に違反したとき
- ・契約の強制解除の場合、敷設したアクセスライン設備の撤去工事を行わない場合があります。

■契約者の義務

- ・契約者には次のことを守っていただきます。なお、契約者がこれらの規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を契約者に負担していただきます。
 - 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
 - 当社がIP通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと
 - 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること
 - アクセス回線二重化を行う場合において、2の加入者回線等又は契約者回線を同時に使用する通信を行わないこと
 - 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でIP通信網サービスを利用しないこと
- ・なお、次項に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

重要事項に関する説明について

■ I P 通信網サービスにおける禁止事項

- ・ 契約者は I P 通信網サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
 - 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - 他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発もしくは扇動する行為
 - わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為
 - 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - I P 通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
 - 他人になりすまして I P 通信網サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
 - 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
 - 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為及びボイスモードに係る通信をする行為
 - 本人の同意を得ること無く、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為及びボイスモードに係る通信をする行為
 - 当社もしくは他人の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
 - その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

■ 譲渡

- ・ 利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により、I P 通信網サービス取扱所にご請求下さい。
- ・ 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者（譲渡人）の有していた一切の権利及び義務を承継します。

■ 承継・改称

- ・ 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- ・ 契約者の地位の承継が二人以上になる場合等は所属 I P 通信網サービス取扱所にお問合せ下さい。

■ 料金の請求、支払方法及び支払期限

- ・ 契約者は料金及び工事に関する費用を、当社が定める期日までに、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所又は金融機関等でお支払い下さい。
- ・ 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順にお支払い下さい。

■ 月額料金の日割計算

- ・ I P 通信網サービスについて、料金月の初日以外の日に利用開始、品目等の変更及び契約の解除があった場合は、月額で定める利用料金及び使用料を日割します。ただし、次に掲げる月額料金は日割しません。
 - 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額
- また、次に掲げるオプションの月額料金は、開始月を無料、解約月を 1 か月請求とさせていただきます。
 - ひかり電話、テレビオプション、OCNリモートサポートサービス
- ・ その他、料金の請求についての詳細は所属 I P 通信網サービス取扱所にお問合せ下さい。

■ 損害賠償

- ・ 当社は、当社の原因により本サービスを提供しなかった場合は、当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。
- ・ また、当社が、当社の提供区間及び特定事業者の提供区間を合わせて料金設定を設定している場合で、その特定事業者の原因によりサービスを提供しなかった場合も同様とします。
- ・ ただし、特定協定事業者が自社の契約約款及びその料金表によりその損害を賠償する場合はこの限りではありません。
- ・ 損害賠償の額は、サービスが利用できなかった状態を当社が知った時刻以降 24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの料金の合計額に限って損害を賠償します。（詳しくは I P 通信網サービス契約約款 第 38 条を参照ください。）

重要事項に関する説明について

- 免責
 - ・当社は本サービス提供に係わる設備、電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事において、契約者に関する土地、建物、工作物等に損害を与えた場合で、やむをえない理由があった場合はその損害の賠償を行いません。
 - ・当社は本サービス約款の変更により、自営端末設備（契約者が設置する端末設備）を変更する場合であっても、その改造等に要する費用は負担しません。

- 契約約款
 - IP通信網サービス契約約款及び契約約款の改訂に関するお知らせは、当社のホームページに掲載します。
URL : <http://www.ntt.com/tariff/comm/>

- 契約者申し出による契約の変更・解除について
 - ・契約者が当社へ契約変更、及び解除申込を実施する場合、別に記載する当社連絡先へご連絡下さい。
その際、以下の情報が必要となりますのでご用意下さい。
【契約変更の場合】契約者情報、お客さま番号、変更内容に関わる情報等
【契約解除の場合】契約者情報、お客さま番号等
なお、変更・解除に伴い、当社へ申込書を提出していただく事となります。

- 個人情報の扱い
 - ・本サービスを提供するにあたり、サービス提供に必要なお客さまの情報をサービス提供に必要な他の事業者へ提供することについて同意していただきます。

■事業者の連絡先

サービスに関する問い合わせ (ご契約前)	電話 : 0120-106-107 対応時間 : 9:30～17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) メール : info@ocn.ad.jp
サービスの利用方法や設定内容に関する問い合わせ (ご契約後)	電話 : 0120-047-644 *ガイダンス後に“2”を選択 対応時間 : 9:00～18:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) メール : tech-support@ocn.ad.jp
ネットワーク故障に関する問い合わせ	電話 : 0120-047-644 *ガイダンス後“1”を選択、次に“2”を選択 対応時間 : 24時間 メール : trouble-biz@ocn.ad.jp
料金に関する問い合わせ	電話 : 0120-047-128 対応時間 : 9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) メール : bill@ntt.com
サービスの変更・解除の申込み	電話 : 0120-106-107 対応時間 : 9:30～17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

重要事項に関する説明について

■料金

本サービスの初期費用は以下の **A** のとおりです。

A OCN初期費用

単位：円（税別）

区分	単位	OCN 光「フレッツ」プラン				
		IP1	IP8	IP16	動的	
ネットワーク工事費	1の工事毎	3,000			-	
IPv4アドレス登録料	1の工事毎	-	5,500	5,500	-	
IPv6アドレス登録料*1	1の工事毎	-	5,500	5,500	-	
ドメイン登録料*2	属性型JPドメイン	1の申請毎	-	5,762	5,762	-
	汎用/都道府県型JPドメイン	1の申請毎	-	4,500	4,500	-
	gTLD	1の申請毎	-	5,900	5,900	-

*1: /48をご利用の場合のみ必要となります。

*2: OCNサブドメインや、既に取得済みのドメインをご利用の場合には不要です。

▶有料オプションをご利用の際の費用については、ホームページおよび各オプションサービスの販売関連資料にてご確認ください。

2-2. 月額利用料（表示の金額は全て税別）

本サービスの月額費用は以下の **B** + **C** + **D** の合計費用となります。

B OCN 月額利用料

[B] OCN光「フレッツ」IPoE 月額利用料

単位：円（税別）

対応プラン		OCN光「フレッツ」			
		IP1	IP8	IP16	動的
OCN 光「フレッツ」 IPoE	標準プラン	11,000	20,000	36,000	4,000
	ワイドプラン	14,000	23,000	39,000	7,000

※独自ドメインご利用時には、別途「ドメイン名更新料（地域/属性/汎用/都道府県型JP型：3,500円 / gTLD：4,900円）がかかります（年額）。

C OCN終端装置 月額利用料

[C] IPoE対応ルーター 月額利用料

単位：円（税別）

項目	月額利用料
IPoE対応ルーター01	500

重要事項に関する説明について

D OCN 保守オプション料金

[D] OCN 保守オプション料金

単位：円

項目	月額利用料
オンサイト保守（24時間365日）	500
オンサイト保守（平日9時-17時）	400

※保守オプションをご利用にならない場合はセンドバック保守となります。

E OCN 変更費用

◆移転・プラン変更等

単位：円（税別）

ネットワーク工事費	2,000円
-----------	--------